

栗東市国土強靱化地域計画改定における新旧対照表（R7.3）

No	項	改訂後（令和6年12月時点）	現行	修正理由
1	1	1 計画策定の趣旨 基本法第10条・・・中略・・・平成30（2018）年12月には国基本計画の見直しがなされました。 <u>その後、中長期的な見直しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5（2023）年6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画が閣議決定されました。</u>	1 計画策定の趣旨 基本法第10条・・・中略・・・国基本計画の見直しがなされました。_____	県地域計画との 調和・整合
2	1	1 計画策定の趣旨 また、地方の取り組み・・・中略・・・さらに近年全国で相次ぐ豪雨災害等の教訓を踏まえ、令和7（2025）年3月に改定を行っています。	1 計画策定の趣旨 また、地方の取り組み・・・中略・・・さらに近年全国で相次ぐ豪雨災害等の教訓を踏まえ、令和元（2019）年に改定を行っています。	時点修正
3	1	1 計画策定の趣旨 近年は、大きな・・・中略・・・地震災害への対応が喫緊の課題となっています。 <u>また、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう未曾有の事態が発生しました。令和5（2023）年5月に5類感染症に移行しましたが、自然災害発生時には従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策が必要となっています。</u> このほか、少子高齢化の・・・省略	1 計画策定の趣旨 近年は、大きな・・・中略・・・地震災害への対応が喫緊の課題となっています。_____ _____ このほか、少子高齢化の・・・省略	県地域計画との 調和・整合
4	2	1 計画策定の趣旨 本市においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、…中略…近年全国 <u>各地</u> で相次ぐ豪雨災害、 <u>地震災害</u> 等の教訓を踏まえるとともに・・・省略	1 計画策定の趣旨 本市においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、…中略…近年全国_____で相次ぐ豪雨災害_____等の教訓を踏まえるとともに・・・省略	庁内意見聴取意 見反映
5	2	2 基本的な考え方 （1）市地域計画の位置付け 図中 第六次栗東市総合計画 <u>栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期栗東市総合戦略）</u>	2 基本的な考え方 （1）市地域計画の位置付け 図中 第六次栗東市総合計画 <u>栗東市人口ビジョン 第2期栗東市総合戦略</u>	庁内意見聴取意 見反映

6	3	(4) 事前に備えるべき目標 大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した 8 つの「事前に備えるべき目標」を設定します。 1. <u>あらゆる自然災害に対し、</u>直接死を最大限防ぐ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより<u>関連死を最大限防ぐ</u> 3. 必要不可欠な行政機能は確保する ・ ・ ・ ・ ・ 省略	(4) 事前に備えるべき目標 大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した 8 つの「事前に備えるべき目標」を設定します。 1. _____直接死を最大限防ぐ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する _____ 3. 必要不可欠な行政機能は確保する ・ ・ ・ ・ ・ 省略	法改正に伴う修正
7	3	(5) 計画期間 市地域計画の計画期間は、<u>第六次栗東市総合計画の後期基本計画（5 年）の計画期間を踏まえて令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までとします。</u>	(5) 計画期間 市地域計画の計画期間は、<u>第六次栗東市総合計画の前期計画（5 年）の計画期間を踏まえて、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までとします。</u>	庁内意見聴取意見反映
8	4	(3) 気象 年間平均気温は約<u>16</u>℃で、日最高気温の月別平均は<u>7</u>月が最も高く約<u>39</u>℃、日最低気温の月別平均は<u>1</u>月が最も低く<u>-4.9</u>℃です。 年間降水量は、<u>1,300</u>mm程度であり、夏季の 6～9 月に降雨が集中します。一方、冬季の 12～2 月は少雨で積雪は少ない地域です。 平均風速は概して弱く、年間通じて<u>2.1</u>m/s程度です。	(3) 気象 年間平均気温は約<u>15</u>℃で、日最高気温の月別平均は<u>8</u>月が最も高く約<u>32</u>℃、日最低気温の月別平均は<u>1～2</u>月が最も低く<u>0.5</u>℃です。 年間降水量は、<u>1,500</u>mm程度であり、夏季の 6～9 月に降雨が集中します。一方、冬季の 12～2 月は少雨で積雪は少ない地域です。 平均風速は概して弱く、年間通じて<u>1.5</u>m/s程度です。	時点修正

9	5	2社会 (1) 人口 本市の人口は、<u>令和2（2020）</u>年国勢調査では、<u>68,820</u>人、<u>26,688</u>世帯となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、継続して人口は増加しています。 年齢別人口構成における年少人口比率は<u>16.5%</u>と高く、高齢者人口比率は<u>19.1%</u>と比較的低い傾向にあります。 なお、「<u>栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期栗東市総合戦略）</u>」（令和6（2024）年9月）では、ピークを令和20（2038）年とし、・・・・省略	2社会 (1) 人口 本市の人口は、<u>平成27（2015）</u>年国勢調査では、<u>66,749</u>人、<u>24,592</u>世帯となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、継続して人口は増加しています。 年齢別人口構成における年少人口比率は<u>18.4%</u>と高く、高齢者人口比率は<u>17.6%</u>と比較的低い傾向にあります。 なお、「<u>栗東市人口ビジョン</u>」（平成28（2016）年3月）では、ピークを令和27（2045）年とし、・・・・省略	時点修正
10	5	2社会 (2) 産業 本市の産業別の民営事業所数は、<u>令和3（2021）</u>年経済センサス活動調査では、個人及び法人含め<u>2,820</u>件、従業員数<u>33,735</u>人となっており、事業所数としては、卸売業・小売業<u>661</u>件、不動産業・物品賃貸業<u>324</u>件、建設業<u>281</u>件の順に多く、また、従業員数としては、製造業<u>8,243</u>人、卸売業・小売業<u>6,991</u>人、医療・福祉<u>3,774</u>人の順に多くなっています。	2社会 (2) 産業 本市の産業別の民営事業所数は、<u>平成28（2016）</u>年経済センサス活動調査では、個人及び法人含め<u>2,838</u>件、従業員数<u>31,844</u>人となっており、事業所数としては、卸売業・小売業<u>672</u>件、不動産業・物品賃貸業<u>327</u>件、建設業<u>284</u>件の順に多く、また、従業員数としては、製造業<u>7,296</u>人、卸売業・小売業<u>6,793</u>人、医療・福祉<u>2,989</u>人の順に多くなっています。	時点修正
11	5	2社会 (3) 交通 ・・・中略・・・市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されています。<u>また、隣接する草津市、守山市を結ぶ路線として「草津・栗東・守山くるとバス（コミュニティバス）」が運行されています。</u>	2社会 (3) 交通 ・・・中略・・・市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されています。_____	庁内意見聴取意見反映
12	7	3災害特性 (2) 地震 ・・・中略・・・大鳥居断層、信楽断層帯等がありますが、これらは震源をあらかじめ特定しにくい地震と評価されており、かつ想定される地震規模が小さいと見込まれています。	3災害特性 (2) 地震 ・・・中略・・・大鳥居断層、信楽断層帯等がありますが、これらは震源をあらかじめ特定しにくい地震と評価されており、かつ想定される地震規模が小さい<u>です</u>。	庁内意見聴取意見反映

13	8	第3章 1評価の方法等 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和5（2023）年10月、内閣官房国土強靱化推進室）及び県地域計画（令和7（2025）年3月改定）を踏まえて、次の方法により脆弱性評価を行います。	第3章 1評価の方法等 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和元（2019）年6月、内閣官房国土強靱化推進室）及び県地域計画（令和2（2020）年3月改定）を踏まえて、次の方法により脆弱性評価を行います。	時点修正
14	8	第3章 1評価の方法等 （3）「起きてはならない・・・中略・・・表内・・・横断的施策分野①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、 ④老朽化対策、⑤デジタル活用・・・省略	第3章 1評価の方法等 （3）「起きてはならない・・・中略・・・表内・・・横断的施策分野①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、 ④老朽化対策.....省略	県地域計画との 調和・整合
15	8	2「事前に備えるべき・・・中略・・・ 8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて35の「起きてはならない事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。	2「事前に備えるべき・・・中略・・・ 8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて34の「起きてはならない事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。	県地域計画との 調和・整合
16	9	事前に備えるべき目標 1 <u>あらゆる自然災害に対し、</u> 直接死を最大限防ぐ ① <u>大規模地震に伴う</u> 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の <u>複合的・大規模倒壊</u> による多数の死傷者の発生 ② <u>地震に伴う密集市街地等の</u> 不特定多数が集まる施設における大規模火災の <u>発生</u> による多数の死傷者の発生	事前に備えるべき目標 1.....直接死を最大限防ぐ ①.....住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設__の.....倒壊による多数の死傷者の発生 ②.....不特定多数が集まる施設における大規模火災__による多数の死傷者の発生	県地域計画との 調和・整合
17	9	2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより <u>関連死を最大限防ぐ</u> ・・・中略・・・ ⑥ <u>大規模な自然災害と感染症との同時発生</u> ⑦長期にわたる避難生活による要配慮者等の健康・ <u>心理</u> 状態の悪化・死者の発生	2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....中略・・・ ⑥ <u>被災地における感染症等の大規模発生</u> ⑦長期にわたる避難生活による要配慮者等の健康.....状態の悪化・死者の発生	県地域計画との 調和・整合

18	9	5経済活動を機能不全に陥らせない ①サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経済執行力低下による競争力の低下② <u>高压ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</u>	5経済活動を機能不全に陥らせない ①サプライチェーンの寸断_____等による企業の生産力_____低下による競争力の低下② <u>危険物施設等の損壊、火災、爆発等</u>	県地域計画との 調和・整合
19	10	8地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・・・中略・・・② <u>災害対応・復興を支える人材等（専門家、技術者、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興が大幅に遅れる事態</u> ・・・中略・・・⑦ <u>自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる地域が衰退する事態</u>	8地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・・・中略・・・②____復興を支える人材等（専門家、技術者、ボランティア_____等）の不足等により復興が大幅に遅れる事態・・・中略・・・_____	県地域計画との 調和・整合
20	11	4重要業績指標（KPI）の設定 ・・・中略・・・重要業績指標として「資料2：個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧」に示す指標を選定しました。	4重要業績指標（KPI）の設定 ・・・中略・・・重要業績指標を「資料2：個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧」に示す指標を選定しました。	庁内意見聴取意見反映
21	12	第4章 1起きてはならない最悪の事態別の推進方針・・・中略・・・ （1）個別施策分野【行政機能／警察・消防／教育等】 ・・・中略・・・ ○市は、危機管理センターを災害等の緊急事態に的確かつ迅速に対応できるよう施設設備の適正管理を図る。 ・・・中略・・・ ○市は、災害時における避難者の適正な生活環境確保のため、指定避難所に施設環境について改善を図る。	第4章 1起きてはならない最悪の事態別の推進方針・・・中略・・・ （1）個別施策分野【行政機能／警察・消防／教育等】 ・・・中略・・・ ○市は、危機管理センターを災害__の緊急事態に的確かつ迅速に対応できるよう施設設備の適正管理を図る。 ・・・中略・・・ （新設）○_____	県地域計画との 調和・整合

22	12	第4章 1起きてはならない最悪の事態別の推進方針・・・中略・・・ (1) 個別施策分野【行政機能／警察・消防／教育等】・・・ 中略・・・ 1-⑤〇・・・中略・・・を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。<u>また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡大、情報伝達の強化を図るため更新等に努める。</u>	第4章 1起きてはならない最悪の事態別の推進方針・・・中略・・・ (1) 個別施策分野【行政機能／警察・消防／教育等】・・・ 中略・・・ 1-⑤〇・・・中略・・・を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。_____ _____	県地域計画との 調和・整合
23	14	【行政機能／警察・消防／教育等】・・・中略・・・ 5-②〇 中消防署は、県と連携して、<u>高圧ガス施設等の重要な産業施設</u>の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。	【行政機能／警察・消防／教育等】・・・中略・・・ 5-②〇 中消防署は、県と連携して、<u>危険物施設</u>の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。	県地域計画との 調和・整合
24	21	【国土保全（土地利用）】 〇 市は、県等と連携し、地権者等に対して_____啓発活動などによって地籍調査の認知度を高め、地籍調査の実施を促進する。	【国土保全（土地利用）】 〇 市は、県等と連携し、地権者等に対して<u>出前講座などの</u>啓発活動などによって地籍調査の認知度を高め、地籍調査の実施を促進する。	庁内意見聴取意 見反映
25	23	【リスクコミュニケーション】・・・中略・・・ 2-①・・・中略・・・〇 市は、自主防災組織や<u>栗東市防災士会</u>等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。	【リスクコミュニケーション】・・・中略・・・ 2-①・・・中略・・・〇 市は、自主防災組織_____等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。	庁内意見聴取意 見反映

26	28	<u>【デジタル活用】</u> 1-⑤○ 市は、様々な環境下にある住民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、インターネットメール、ＳＮＳ等を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。＜再掲＞ ○ 市は、避難所に指定されている小中学校、コミュニティセンター等に設置されているパソコンの防災業務での端末化を促進するとともに、未設置施設におけるパソコンの設置を促進し、インターネットによる情報伝達を可能にする。＜再掲＞ ○ 市は、協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域ＢＷＡ）を活用したインターネット回線の提供により、避難所のWi-Fi環境の整備を図る。＜再掲＞ 6-④○ 市は、災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、県と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。＜再掲＞ 8-⑦○ 市は、事前防災・事前復興について、地域住民等と共にあらかじめ検討し、激甚化・頻発化する自然災害に備えデジタルデータを活用し、事前防災の促進や災害時の迅速な避難支	新設 <u>【デジタル活用】</u>	県地域計画との 調和・整合
----	----	--	---------------------------	--------------------------

※本編の修正内容を記載。資料編については、新旧対照表はありません。

栗東市国土強靱化地域計画【概要版】（案）

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨等

●本市は、近江盆地の南部、琵琶湖の南東部に位置し、琵琶湖西岸断層帯による地震や南海トラフ地震等をはじめとした地震災害への対応、近年増加する傾向にある大規模台風や局地的な大雨（ゲリラ豪雨）等による風水害への対応に加え、高齢化や人口減少化が進行する中での公共施設等社会資本の更新及び維持管理等への対応などに、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められています。

●このため、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画を策定し、本市における国土強靱化に関する指針とし、その計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

＜位置づけ＞



2 基本的な考え方

＜対象とするリスク＞

大規模地震及び風水害等の大規模自然災害とします。

＜国土強靱化地域計画の基本目標＞

①人命の保護が最大限図られること、②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること、④迅速な復旧復興を図ること

＜事前に備えるべき目標＞

①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ、②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ、③必要不可欠な行政機能は確保する、④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する、⑤経済活動を機能不全に陥らせない、⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる、⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない、⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 本市の地域特性とめざすべきまちの姿

＜本市の地域特性＞1 自然（位置・面積、気象等）、2 社会（人口、産業等）、3 災害特性（風水害等）

＜めざすべきまちの姿＞

第六次栗東市総合計画の基本目標である「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」の実現を国土強靱化の観点からめざします。

第3章 市域の強靱化に関する脆弱性の評価

●国土強靱化基本計画及び滋賀県国土強靱化地域計画を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、各々について強靱化に関する8つの個別施策分野及び4つの横断的施策分野の観点から総合的に脆弱性を評価しました。

＜施策分野＞

個別施策分野	①行政機能／警察・消防／教育等、②住宅・都市、③保健・医療・福祉、④エネルギー、⑤産業（農林、商・工）、⑥交通・物流、⑦国土保全（土地利用）、⑧環境・上下水道
横断的施策分野	①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策、⑤デジタル活用

第4章 脆弱性の評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 個別施策分野

【行政機能／警察・消防等／教育等】

■危機管理センターの施設設備の適正管理、耐震改修促進計画や長寿命化計画、空家等対策計画などに基づく各施設の適正管理、民間企業との協定締結の推進、災害関連情報収集体制の整備・伝達機能の維持など

【住宅・都市】

■旧耐震基準建築物の耐震診断や耐震改修への支援、空家等の適正管理を促進、住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去の促進など

【保健・医療・福祉】

■浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等の構築、災害拠点病院へのハード・ソフトの両面から支援体制の充実、感染症の発生・まん延防止など

【エネルギー】

■指定避難所のライフラインの老朽化点検、再生可能エネルギーを活用した蓄電設備の配置など

【産業（農林、商・工）】

■事業者の事業継続計画（BCP）の策定への協力、農業用ため池の適正管理及び保全が行われる体制の整備など

【交通・物流】

■都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備、緊急輸送路の多重ネットワーク化など

【国土保全（土地利用）】

■道路の冠水想定箇所の排水ポンプ、水位センサーの機能維持、土砂災害特別警戒区域内の建物の補強対策、移転等の促進、県の河川整備事業等と連携して雨水幹線の整備を推進など

【環境・上下水道】

■上下水道施設の耐震対策や計画的な維持管理の実施、上下水道の普及、農業集落排水施設の適正管理、仮設トイレ等に関する備蓄・協定の締結の推進など

2 横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

■避難所のWi-Fi環境の整備、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動、地区防災計画制度の普及・啓発など

【人材育成】

■住民や自主防災組織による危機管理センターの活用推進、地域特性に応じた自主防災組織の育成や防災士などのリーダー的人材の育成、災害時支援ボランティアの育成など

【官民連携】

■非常災害用井戸の登録制度の周知と非常災害用井戸の適正管理の促進、「災害時帰宅支援ステーション」制度の周知、主要事業所等に対する各種ハザード情報の提供など

【老朽化対策】

■緊急輸送路等の路面や法面の点検・修繕等による適正な維持管理、空家等の適正管理の促進など

【デジタル活用】

■デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援

第5章 計画の推進と不断の見直し

●市地域計画に基づく国土強靱化の推進について、庁内の全横断的な体制のもと、国や滋賀県、近隣市町を始め、市民、自主防災組織、地域の民間事業者等と連携・協力しながら施策を推進

●市地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度等把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取り組みを推進

●社会情勢の大きな変化など起こった場合には、計画期間中であっても必要に応じて見直しを実施します。



〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所 危機管理局 危機管理課

電話：077-551-0109 ／ FAX：077-518-9833

栗東市国土強靱化地域計画（案）

令和 7 年 月



栗 東 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 基本的な考え方.....	2
(1) 市地域計画の位置付け.....	2
(2) 市地域計画の対象とするリスク.....	2
(3) 基本目標.....	3
(4) 事前に備えるべき目標.....	3
(5) 計画期間.....	3
第2章 本市の地域特性とめざすべきまちの姿.....	4
1 自 然.....	4
(1) 位置・面積.....	4
(2) 地形・地質.....	4
(3) 気 象.....	4
2 社 会.....	5
(1) 人 口.....	5
(2) 産 業.....	5
(3) 交 通.....	5
3 災害特性.....	5
(1) 風水害等.....	5
(2) 地 震.....	6
4 めざすべきまちの姿.....	7
第3章 脆弱性の評価.....	8
1 評価の方法等.....	8
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	8
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みの分析・評価.....	11
4 重要業績指標（K P I）の設定.....	11
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針.....	12
1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針.....	12
(1) 個別施策分野.....	12
(2) 横断的施策分野.....	23
2 施策分野別事業.....	28

第5章 計画の推進と不断の見直し.....	29
1 計画の推進.....	29
2 進行管理.....	29
3 計画の見直し.....	30
■資料1：脆弱性評価結果.....	31
■資料2：個別・横断的施策分野別重要業績指標（K P I）一覧.....	42
■資料3：施策分野別事業一覧.....	43

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」といいます。）」が平成 25（2013）年 12 月に公布・施行されました。

基本法第 10 条においては、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るため、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして定めており、平成 26（2014）年 6 月に国において国土強靱化基本計画（以下、「国基本計画」といいます。）が策定されました。その後も台風や豪雨等の被害が頻発化、激甚化しており、こうした状況や教訓を踏まえて、平成 30（2018）年 12 月には国基本計画の見直しがなされました。**その後、中長期的な見直しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和 5（2023）年 6 月に法改正が行われ、同 7 月に新たな基本計画が閣議決定されました。**

また、地方の取り組みについては、基本法第 13 条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされており、滋賀県は、平成 28（2016）年 12 月に「滋賀県国土強靱化地域計画 ～ 強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画 ～（以下、「県地域計画」といいます。）」を策定し、さらに近年全国で相次ぐ豪雨災害等の教訓を踏まえ、令和 7（2025）年 3 月に改定を行っています。

一方、本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けており、平成 25（2013）年の台風第 18 号がもたらした豪雨では、死者 1 名、住家の全壊 4 棟・半壊 13 棟・一部損壊 16 棟、床上浸水 12 棟・床下浸水 127 棟のほか、安養寺山斜面の山崩れや金勝川の決壊、農作物被害、市道の被災、林道の崩壊等の被害が発生しました。

近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害が増加傾向にあり、さらに、近い将来発生の可能性があるとされる琵琶湖西岸断層帯による地震や南海トラフ地震等をはじめとした地震災害への対応が喫緊の課題となっています。

また、令和 2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう未曾有の事態が発生しました。令和 5（2023）年 5 月に 5 類感染症に移行しましたが、自然災害発生時には従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策が必要となっています。

このほか、少子高齢化の進行や近い将来の人口減少化による財政への影響が懸念されると

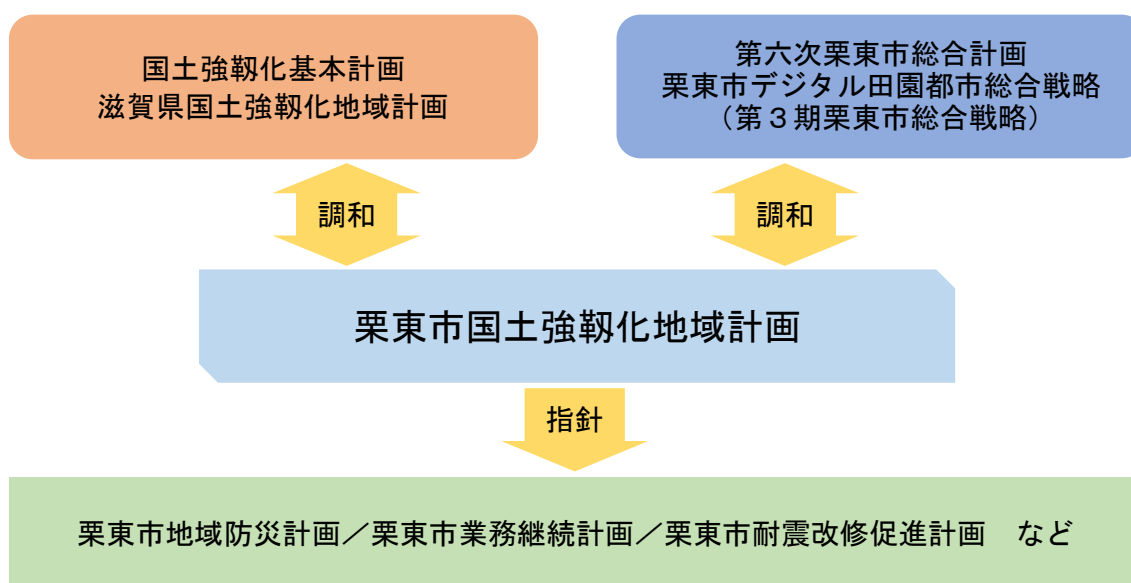
ともに、今後、老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

本市においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなど減災・縮災の考え方による対策を平常時から行うことが必要であることから、近年全国各地で相次ぐ豪雨災害、地震災害等の教訓を踏まえるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の17ゴールのうち、「11 住み続けられるまちづくりを」及び「13 気候変動に具体的な対策を」も踏まえつつ、「栗東市国土強靱化地域計画」（以下、「市地域計画」といいます。）を策定するものとします。

2 基本的な考え方

（１）市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国の基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、市の総合的な指針となる「第六次栗東市総合計画 栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期栗東市総合戦略）」との整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。



（２）市地域計画の対象とするリスク

市地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震及び風水害」等の大規模自然災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

（３）基本目標

市地域計画の基本目標を、次のように定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

（４）事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した８つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- １．あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- ３．必要不可欠な行政機能は確保する
- ４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ５．経済活動を機能不全に陥らせない
- ６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ７．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ８．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（５）計画期間

市地域計画の計画期間は、第六次栗東市総合計画の後期基本計画（５年）の計画期間を踏まえて、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までとします。

第2章 本市の地域特性とめざすべきまちの姿

1 自 然

(1) 位置・面積

市は、近江盆地の南部に位置し、東西約6km、南北約14kmの長方形をしており、市域の面積は52.69km²を有しています。

東方は野洲市及び湖南市、北方は守山市、西方は大津市及び草津市、南方は大津市及び甲賀市に接しています。

市役所の位置		東西	南北	面積	海 抜	
東経	北緯				最 高	最 低
135° 59' 53"	35° 01' 18"	6km	14km	52.69km ²	693m	89.2m

(2) 地形・地質

本市の地形は、おおむね南部が山地・山麓地、中央部が丘陵地、北部が扇状地、氾濫平野等の低地に区分されます。

主な河川は、東部に野洲川、西部に草津川が北に向かって流下しており、市域を流れる穴口川、雨丸川、金勝川、細川の諸川は草津川に合流しています。

地質は、大別して花崗岩、変成岩（チャート）、古琵琶湖層、沖積層が分布しており、主に山地・山麓地は花崗岩、丘陵地は古琵琶湖層、名神高速道路以北の低地は沖積層から形成されています。



(3) 気 象

年間平均気温は約16℃で、日最高気温の月別平均は7月が最も高く約39℃、日最低気温の月別平均は1月が最も低く-4.9℃です。

年間降水量は、1,300mm程度であり、夏季の6～9月に降雨が集中します。一方、冬季の12～2月は少雨で積雪は少ない地域です。

平均風速は概して弱く、年間通じて2.1m/s程度です。

2 社 会

(1) 人 口

本市の人口は、令和 2 (2020) 年国勢調査では、68,820 人、26,688 世帯となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、継続して人口は増加しています。

年齢別人口構成における年少人口比率は 16.5%と高く、高齢者人口比率は 19.1%と比較的低い傾向にあります。

なお、「栗東市デジタル田園都市総合戦略（第 3 期栗東市総合戦略）」（令和 6（2024）年 9 月）では、ピークを令和 20（2038）年とし、第六次栗東市総合計画が目標とする令和 12（2030）年の想定人口をおおむね 72,000 人としており、今後も微増傾向が続くとしていますが、ピークを迎えた後は減少局面に向かうことが予想されています。

(2) 産 業

本市の産業別の民営事業所数は、令和 3（2021）年経済センサス活動調査では、個人及び法人含め 2,820 件、従業員数 33,735 人となっており、事業所数としては、卸売業・小売業 661 件、不動産業・物品賃貸業 324 件、建設業 281 件の順に多く、また、従業員数としては、製造業 8,243 人、卸売業・小売業 6,991 人、医療・福祉 3,774 人の順に多くなっています。

(3) 交 通

主な道路は、本市の中央部を名神高速道路が東西に縦断しており、栗東インターチェンジ、栗東湖南インターチェンジが整備されているほか、国道 1 号と国道 8 号の結節点があるなど、北陸や岐阜・長野方面と関西を結ぶ大動脈になっているため、昼夜を問わず交通量が多くなっています。

また、市南部を新名神高速道路が約 4 km にわたって通過しており、その大部分が近江大鳥橋と金勝山トンネルで構成されています。

一方、鉄道は、東海道新幹線、J R 琵琶湖線及び草津線が市内を通っており、J R 琵琶湖線に栗東駅、J R 草津線に手原駅が整備されています。

なお、バスは、帝産湖南交通株式会社、滋賀バス株式会社の路線バスのほか、市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されています。また、隣接する草津市、守山市を結ぶ路線として「草津・栗東・守山くるっとバス（コミュニティバス）が運行されています。

3 災害特性

(1) 風水害等

本市は、自然条件から、おおむね北部の低地は、洪水害（外水氾濫、内水氾濫）、市域中

中央部から南部の山地、丘陵地は、土砂災害の潜在的なリスクがあります。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示すとおりです。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する 主な気象現象
洪水 害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土砂 災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
風害		強風による風圧で発生する。	特定の場所なし	強風	台風、低気圧、前線、 竜巻

本市に関係する河川のうち、野洲川については、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表しています。

また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、県が地形の特性上起こりうる浸水区域について、「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表しています。

一方、県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」といいます。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表しています。

（２）地 震

① 市周辺の活断層分布

市に近い断層帯は、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯等がありますが、このうち琵琶湖西岸断層帯は、我が国でも相対的に発生確率が高いグループに位置付けられる断層帯で、かつ長く、想定される地震規模も大きい断層帯です。

また、主要活断層帯以外で、より本市に近い距離にあると推定される断層は、大鳥居断層、信楽断層帯等がありますが、これらは震源をあらかじめ特定しにくい地震と評価されており、かつ想定される地震規模が小さいと見込まれています。

② 考慮すべき地震災害特性

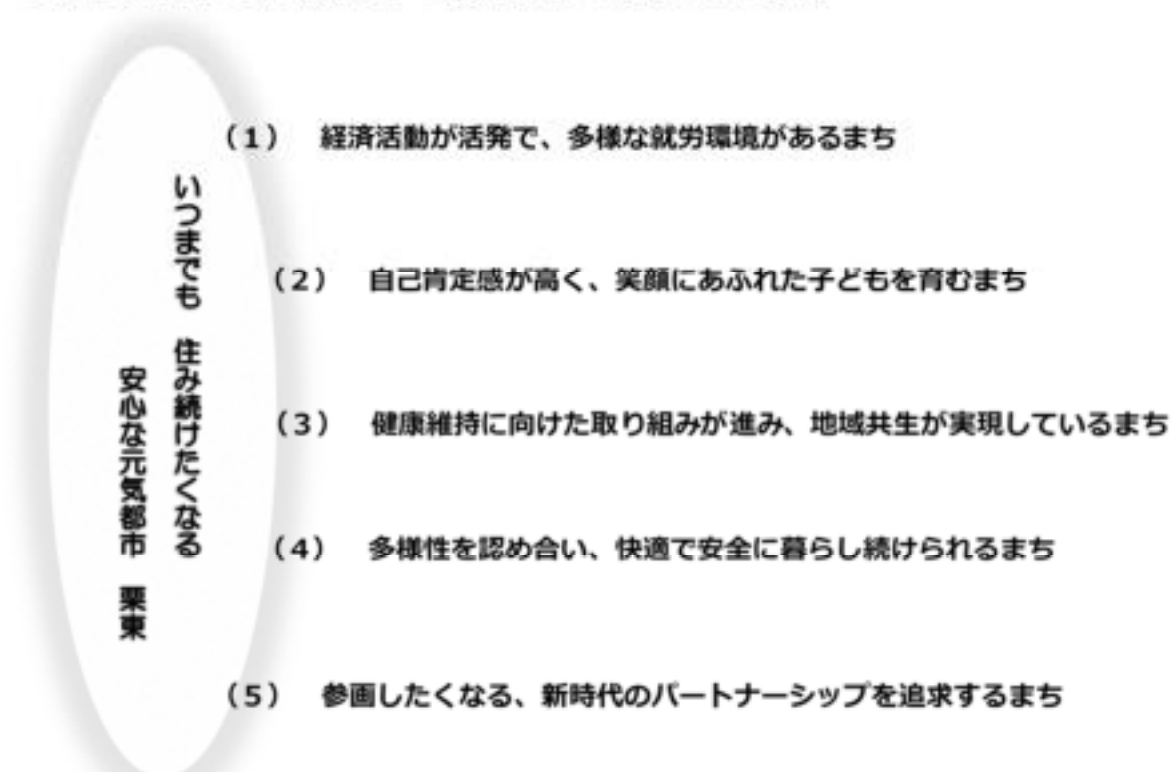
本市の地震防災の見地から考慮すべき地震としては、琵琶湖西岸断層帯による地震、花折断層帯による地震が抽出されます。とりわけ、琵琶湖西岸断層帯による地震の方が、より近い距離にあり、地震規模が大きいことから、最も考慮すべき地震と考えられます。

ただし、地震の被害特性を考えた場合、地上で観測する揺れは、地震の規模と震源からの距離により近ければ近いほど、より大きくなるため、市域に最も近接する大鳥居断層についても配慮する必要があります。

4 めざすべきまちの姿

第六次栗東市総合計画においては、10年後に本市が目指す将来都市像を「いつまでも住み続けたい 安心な元気都市 栗東」と掲げ、その実現に向けたまちづくりの基本目標を、次図のように5項目で設定しています。

市地域計画においては、市域の強靱化を図る観点から「(4) 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」の具現化を進めるものとします。



第3章 脆弱性の評価

1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和 5（2023）年 10 月、内閣官房国土強靱化推進室）及び県地域計画（令和 7（2025）年 3 月改定）を踏まえて、次の方法により脆弱性評価を行います。

- （1）市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震及び風水害」等の大規模自然災害を設定
- （2）4 つの基本目標を具体化した 8 つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- （3）「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

個別施策分野	①行政機能／警察・消防／教育等、②住宅・都市、 ③保健・医療・福祉、④エネルギー、⑤産業（農林、商・工）、 ⑥交通・物流、⑦国土保全（土地利用）、⑧環境・上下水道
横断的施策分野	①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、 ④老朽化対策、⑤デジタル活用

2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

8 つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて 35 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	①	大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		②	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		③	異常気象等による広域・長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		④	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		⑤	情報伝達の不備等により避難行動の遅れ等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	①	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等の供給停止
		②	長期にわたる孤立地域等の同時発生
		③	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		④	想定を超える帰宅困難者の発生による、一時滞留施設等での食料・飲料水等の供給不足
		⑤	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
		⑥	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		⑦	長期にわたる避難生活による要配慮者等の健康・心理状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	①	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		②	道路・交通機関の被災による移動・輸送手段の長期にわたる機能停止
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	①	電力の供給停止等による情報通信施設の長期にわたる機能停止や情報サービスの機能停止によって災害情報の伝達ができず避難行動、救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	①	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経済執行力低下による競争力の低下
		②	高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		③	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響
		④	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限に とどめるとともに、早期 に復旧させる	①	電力供給ネットワーク（送配電設備）や都市ガス供給、 石油・L P ガスサプライチェーン等の機能の停止
		②	上水道施設等や汚水処理施設等の長期間にわたる機能 停止
		③	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		④	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	①	地震に伴う火災の市街地への拡大等による多数の死傷 者の発生
		②	沿線・沿道の建物倒壊に伴う通行障害等による交通麻痺
		③	ため池、治山ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や 堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		④	有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出
		⑤	農地・森林等の被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速か つ従前より強靱な姿で復 興できる条件を整備する	①	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が 大幅に遅れる事態
		②	災害対応・復興を支える人材等（専門家、技術者、ボラ ンティア、N P O、企業、労働者、地域に精通した技術 者等）の不足等により復興が大幅に遅れる事態
		③	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に 遅れる事態
		④	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの 崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		⑤	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備 が進まず復興が大幅に遅れる事態
		⑥	風評被害等による市経済等への甚大な影響
		⑦	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビ ジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる 地域が衰退する事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みの分析・評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じて、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取り組みに関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、「資料1：脆弱性評価結果」のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な施策について、重要業績指標として「資料2：個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧」に示す指標を選定しました。

重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて推進する施策の進行管理に活用します。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価（資料1）の結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分野、横断的施策分野の推進方針を整理します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要があります。

市地域計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に幅広く対応できる施策について、次の施策のうち、県地域計画や事業が進行する関連施策を踏まえて、●で示す施策を重点施策として選定しました。

（1）個別施策分野

（表中の「1－①」の記載は、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の該当箇所を示しています。）

【行政機能／警察・消防／教育等】	
1－①	○ 市は、栗東市耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化や非構造部材の耐震対策を推進する。 ○ 市は、危機管理センターを災害等の緊急事態に的確かつ迅速に対応できるよう施設設備の適正管理を図る。 ○ 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市住生活基本計画、栗東市公営住宅等長寿命化計画などに基づき、各施設の適正管理を推進する。 ○ 市は、災害時における避難者の適正な生活環境確保のため、指定避難所の施設環境について改善を図る。
1－②	○ 市は、中消防署と調整を図りながら、不特定多数が集まる施設における火災の複雑化、多岐化及び大規模・高層化などに備え、消防防災施設及び資機材の整備、防火に関する啓発活動を図る。 ○ 市は、中消防署とも連携し、消防団員に対する外部研修や内部研修の実施、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進及び住民の理解と協力を得るための事業（消防団協力事業所や消防団応援の店などの周知）の周知などを実施する。 ○ 市及び中消防署は、「消防力の整備指針」及び「消防力の基準の一部改正について」に基づき、消防施設、設備や消防水利の整備を図る。

【行政機能／警察・消防／教育等】	
1－⑤	○ 市は、様々な環境下にある住民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、インターネットメール等を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡大、情報伝達の強化を図るため更新等に努める。 ○ 市は、避難所に指定されている小中学校、コミュニティセンター等に設置されているパソコンの防災業務での端末化を促進するとともに、未設置施設におけるパソコンの設置を促進し、インターネットによる情報伝達を可能にする。 ○ 市は、協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域ＢＷＡ）を活用したインターネット回線の提供により、避難所のWi-Fi環境の整備を図る。
2－①	● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道１号・山手幹線・国道８号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。 ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ● 市は、災害時における食料、飲料水、生活必需品等について、公的備蓄で不足する分は、民間企業との食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する各種協定の締結を推進し、必要量の確保に努める。 ● 市は、浄水施設における最小限の自家発電設備の整備増強、配水系統間の相互連絡による管路のループ化、老朽管の布設替え、災害発生時に生活水を供給するためのタンク車の配備、発災時の応急復旧を迅速に実施するための資機材の確保などを計画的に実施する。 ○ 市は、災害時対策が円滑に実施できるよう各種図面及び関係書類について、日常的に整備、保管を行うとともに上水道台帳の電子化、分散管理を行う。 ○ 市は、災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から下水道業務継続計画（ＢＣＰ）などに基づき業務継続体制の確立に努め万全を期する。
2－③	● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道１号・山手幹線・国道８号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞ ○ 市は、中消防署とも連携し、消防団員に対する外部研修や内部研修の実施、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進及び住民の理解と協力を得るための事業（消防団協力事業所や消防団応援の店などの周知）の周知などを実施する。＜再掲＞ ○ 市は、防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね毎年１回以上市が主唱し、関係機関が合同して実地あるいは図上により防災総合訓練を行う。

【行政機能／警察・消防／教育等】	
2－⑤	● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道1号・山手幹線・国道8号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。 ＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞ ○ 市は、中消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた救急救命に関する専門的な知識、技術の習得を図るほか、救急救命士の増員を推進する。
3－①	○ 市は、被災による機能の大幅な低下を防止するため、栗東市業務継続計画に基づき、必要資源の確保対策を総合的に推進する。 ○ 市は、各種の災害教訓や最新の知見等を踏まえ、栗東市業務継続計画の見直しを図る。 ○ 市は、災害発生後、多数の災害ボランティアの申し込みが予想される場合、原則として、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを開設することとしており、災害時に機能できるよう設備機器の充実を図る。 ○ 市は、県と連携して、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。 ○ 市は、栗東市耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化や非構造部材の耐震対策を推進する。＜再掲＞
3－② 5－④	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞ ● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道1号・山手幹線・国道8号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。 ＜再掲＞
4－①	○ 市は、災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、県と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。 ○ 市は、大規模な災害発生時には、情報通信回線の被害等も予想されるため、通信伝達手段の多様化・多重化に努める。
5－① 5－③ 6－③	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞
5－②	○ 中消防署は、県と連携して、高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。 ○ 市は、中消防署と連携して、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

【行政機能／警察・消防／教育等】	
6－②	○ 市は、栗東市水道事業経営戦略等に基づき、自己水の確保と安定供給を図るため「災害に強いライフラインの構築」を推進するとともに、栗東市水道事業業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき災害時における業務継続体制等の整備に努める。 ○ 市は、県とも連携し、災害発生時における浄化槽の被災状況を迅速に把握し報告・連絡できるような体制の構築、浄化槽台帳システムの導入などに努める。 ○ 市は、災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から下水道業務継続計画（ＢＣＰ）などに基づき業務継続体制の確立に努め万全を期する。 ＜再掲＞
6－④	○ 市は、災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、県と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。＜再掲＞
7－①	● 市は、栗東市地域防災計画をはじめ、栗東市都市計画マスタープランや栗東市耐震改修促進計画、栗東市空家等対策計画などに基づき、都市施設の整備や空家対策などを推進し、都市の防災減災機能の強化を図る。 ○ 市は、中消防署とも連携し、消防団員に対する外部研修や内部研修の実施、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進及び住民の理解と協力を得るための事業（消防団協力事業所や消防団応援の店などの周知）の周知などを実施する。＜再掲＞ ○ 市及び中消防署は、「消防力の整備指針」及び「消防力の基準の一部改正について」に基づき、消防施設、設備や消防水利の整備を図る。＜再掲＞
7－②	○ 市は、栗東市耐震改修促進計画に基づき、倒壊等により緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号）について、県と連携し耐震化の促進を図る。 ○ 市は、県等及び道路管理者や鉄道、バス事業者などと連携し、災害時における道路交通情報の共有と発信体制の構築に努める。 ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞
7－④	○ 市は、中消防署と連携し、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。＜再掲＞ ○ 市は、県と連携し、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。また、入手したモニタリング情報を的確に受け入れる体制を整備していくとともに、住民に提供し有効活用できる体制を構築する。
8－②	○ 市は、災害発生後、多数の災害ボランティアの申し込みが予想される場合、原則として、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを開設することとしており、災害時に機能できるよう設備機器の充実を図る。 ＜再掲＞ ○ 市は、県と連携して、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。＜再掲＞

【行政機能／警察・消防／教育等】	
8－③	○ 市は、県や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、中消防署、消防団などと連携し、迅速な排水対策等に関する訓練等の実施に努める。 ○ 市は、県と連携して、浸水が長期化するおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促進する。
8－⑥	○ 市は、県等と連携し、災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において市内の商品やサービスへの風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確に国内、国外に向けて情報発信できる体制の構築に努める。

【住宅・都市】	
1－①	● 市は、栗東市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準建築物の耐震診断や耐震改修への取組を支援する。 ○ 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市住生活基本計画、栗東市公営住宅等長寿命化計画などに基づき、各施設の適正管理を推進する。＜再掲＞ ● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。 ● 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市橋梁長寿命化修繕計画及び栗東市舗装修繕計画に基づき、緊急輸送道路等については、路面や法面の点検・修繕等により適正な維持管理を図り、橋梁については計画的に補修を行い、維持管理を推進する。 ● 市は、栗東市空家等対策計画に基づき、空家化の予防・実態把握や、空家等の適正管理、空家等の利活用、管理不全空家等の解消に係る施策を総合的に推進する。
1－③	○ 市は、金勝川・葉山川・中ノ井川等のAランク河川で、主要交通幹線（JR・幹線国道）との交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修を県に要請する。 ○ 市は、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させるため、河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採、河川改修や堤防強化対策等を県に要請する。 ● 市は、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促進する。
1－④ 2－② 7－③	● 市は、県と連携して、土砂災害が発生するおそれがある区域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導、土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐための土砂災害特別警戒区域内の建物の補強対策、移転等を促進する。

【住宅・都市】	
3-② 6-③	● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。＜再掲＞ ● 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市橋梁長寿命化修繕計画及び栗東市舗装修繕計画に基づき、緊急輸送道路等については、路面や法面の点検・修繕等により適正な維持管理を図り、橋梁については計画的に補修を行い維持管理を推進する。＜再掲＞
5-① 5-③	● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。＜再掲＞
7-①	● 市は、栗東市地域防災計画をはじめ、栗東市都市計画マスタープランや栗東市耐震改修促進計画、栗東市空家等対策計画などに基づき、都市施設の整備や空家対策などを推進し、都市の防災減災機能の強化を図る。＜再掲＞
7-④	○ 市は、中消防署と連携し、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。＜再掲＞
8-①	● 被災した住宅・建築物からアスベストが拡散しないよう、アスベスト含有調査等や住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去などの促進に努める。
8-③	○ 市は、金勝川・葉山川・中ノ井川等のAランク河川で、主要交通幹線（JR・幹線国道）との交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修を県に要請する。＜再掲＞
8-④	○ 市は、栗東歴史民俗博物館の維持保全を図るとともに、文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。 ○ 市は、県と連携し、文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
8-⑤	○ 速やかに用地確保ができるように、災害に対する安全性の確保が可能な場所、仮設によりライフラインの維持管理や資機材の搬入が容易な場所を選定しておく。 ○ 東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。 ○ 応急仮設住宅やその他用地の設置に際しては、建設業など関係団体の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。

【保健・医療・福祉】	
1-③	● 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。
1-④	● 市は、土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。

【保健・医療・福祉】	
2-⑤	● 市は、県と連携し、災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、災害拠点病院が一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の稼働用燃料や水等の確保などができるようハード・ソフトの両面から支援体制の充実に努める。 ○ 災害発生時において、住民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため、市は、県と連携し、市内病院に対し災害対策（防災）マニュアル、BCP及び職員参集マニュアル等の策定を促進する。 ○ 市は、県と連携し、災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集・共有し、被災地域の医療活動を支援するため、講習会への参加や、市内病院及び診療所の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進する。 ○ 市は、初動医療活動に必要な医薬品について、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社等の関係団体と連携を図りながら、調達及び備蓄配備を行うとともに、他の自治体や医薬品販売業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。
2-⑥	○ 市は、災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種の重要性を周知するとともに、県及び草津保健所等と連携して、保健活動や防疫活動に関する基礎的な知識の取得や訓練を実施する。 ○ 市は、住民や自主防災組織が中心となって避難所の衛生管理が適切に行われるよう「避難所運営マニュアル」の充実に努める。
2-⑦	○ 市は、高齢化の進行などにも配慮して、「避難行動要支援者名簿」の登録制度の周知を図るとともに、個別支援計画の作成や個別計画に基づく地域ぐるみの救護体制の整備、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定を図る。 ● 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞ ● 市は、土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞

【エネルギー】	
2-⑦	○ 市は、指定避難所において電気・ガス・上下水道などのライフラインの老朽化点検を行うとともに、施設設備の更新などとあわせて自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の導入等について検討する。
4-①	○ 市は、電力供給停止等のさらなる長期化に備え、非常用自家発電設備の稼働に必要な燃料の供給に関する協定締結や広報車、自主防災組織等を通じた広報などが適切に行えるよう訓練の実施に努める。 ○ 市は、指定避難所の施設維持更新とあわせて、再生可能エネルギーを活用した蓄電設備の配置などを検討する。

【エネルギー】	
6－①	○ 市は、県等と連携し、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等における自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備について周知を図る。
6－④	○ 市は、電力供給停止等のさらなる長期化に備え、非常用自家発電設備の稼働に必要な燃料の供給に関する協定締結や広報車、自主防災組織等を通じた広報などが適切に行えるよう訓練の実施に努める。＜再掲＞

【産業（農林、商・工）】	
5－①	○ 市は、県と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。 ○ 市及び県、商工会は、中小企業強靱化法に基づく中小企業等による事業継続力強化計画の策定などに関する情報の提供に努め、計画に基づく防災・減災対策を促進する。 ○ 市は、商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等に対して防災・減災対策の普及を促進する。
5－④ 7－⑤	○ 市は、JAと連携して各種災害による農作物、施設等の被害の減少を図るため、指導体制を確立し、営農技術、気象情報等の末端農業者への迅速な浸透に努める。 ○ 市は、市内のため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備する。
7－③	○ 市は、市内のため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備する。＜再掲＞

【交通・物流】	
1－①	● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。＜再掲＞
2－① 2－③ 2－⑤ 5－④	● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道1号・山手幹線・国道8号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを行う。＜再掲＞

【交通・物流】	
3-②	● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞ ● 市は、道路や施設整備等の連携を図り、国道1号・山手幹線・国道8号バイパス等と緊急輸送道路の多重ネットワーク化を始め、物資集積拠点、災害用ヘリコプター発着場の適正配置を検討するとともに、災害時に各種機能が発揮されるよう各施設の適正管理を図る。＜再掲＞
5-① 5-③ 6-③	● 市は、緊急輸送道路の多重ネットワーク化が形成されるよう都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努めるとともに、既存道路や交差点の改良、歩道の設置、標識や街路灯等の点検、危険ブロック塀の除却への支援などを推進する。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞
7-②	○ 市は、栗東市耐震改修促進計画に基づき、倒壊等により緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号）について、県と連携し耐震化の促進を図る。＜再掲＞

【国土保全（土地利用）】	
1-③	● 市は、道路の冠水想定箇所（市道大橋八反田線、市道手原大橋線、市道大橋綾線、市道北の口二ノ坪線、市道綾十里線）に設置している排水ポンプ、水位センサーの機能維持を図る。 ● 市は、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促進する。＜再掲＞
1-④ 2-② 7-③	○ 市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業の推進に協力するとともに、必要に応じて事業推進や治山施設等の適正管理の要請を行う。 ● 市は、県と連携して、土砂災害が発生するおそれがある区域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導、土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐための土砂災害特別警戒区域内の建物の補強対策、移転等を促進する。＜再掲＞

【国土保全（土地利用）】	
5－③ 6－③	○ 鉄道事業者は、鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。また、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。 ○ 市は、鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。 ○ 市は、バス事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努めるとともに、災害時にも早期に運行が再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などを促進する。
7－③	● 市は、河川・水路やため池の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等と連携し、雨水幹線の整備を進めるほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川・ため池等の維持・修繕・改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。
7－⑤	○ 市は、県等と連携し、山地災害防止等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、計画的な除間伐（受光伐）など森林整備の実施と合わせ、ニホンジカの捕獲及び被害対策を促進する。 ○ 市及び中消防署は、失火予防の啓発を図るため予防標識の設置、ポスター等の配布を行う。また、栗東市消防団金勝山林分団（金勝山に限る）や林野火災巡視員によるパトロールなどによって森林愛護、防火思想の普及に努める。 ○ 市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業の推進に協力するとともに、必要に応じて事業推進や治山施設等の適正管理の要請を行う。＜再掲＞
8－③	○ 市は、県と連携して、浸水が長期化するおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制の整備等に基づく安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促進する。＜再掲＞ ● 市は、道路の冠水想定箇所（市道大橋八反田線、市道手原大橋線、市道大橋綾線、市道北の口二ノ坪線、市道綾十里線）に設置している排水ポンプ、水位センサーの機能維持を図る。＜再掲＞
8－⑤	○ 市は、県等と連携し、地権者等に対して啓発活動などによって地籍調査の認知度を高め、地籍調査の実施を促進する。

【環境・上下水道】	
1－③ 8－③	● 市は、河川・水路やため池の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等と連携し、雨水幹線の整備を進めるほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川・ため池等の維持・修繕・改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。＜再掲＞
1－⑤	○ 市は、雨水出征想定区域図等を作成し、公表することにより、住民等の防災対策の向上を図る。

【環境・上下水道】	
2-①	● 市は、既存の下水道施設について、重要度等を勘案しつつ、耐震対策を検討し、実施する。また、計画的に維持管理を行い、長寿命化や老朽化対策を検討し、実施する。 ● 市は、上下水道の普及を図るとともに、耐震性に優れた施設の建設に努める。 ○ 市は、防災拠点及び避難所と流域下水道投入点とを接続する管渠の耐震化事業を推進し、緊急輸送道路等の災害時に重要となる幹線道路等に埋設した上下水道施設について、必要な耐震機能を確保する。 ○ 市は、災害時における上下水道施設の被害に備えて、平常時から上下水道業務継続計画（BCP）などに基づき業務継続体制の確立に努め万全を期する。＜再掲＞ ○ 市は、災害時においても、し尿等を適切に処理できるよう、仮設トイレの備蓄や仮設トイレの供給に関する協定締結、災害時用マンホールトイレの設置、仮設トイレ等におけるし尿の収集及び処理体制の整備を図る。
2-⑥	○ 市は、災害廃棄物の腐敗や仮設トイレの不適切な利用などに伴う悪臭・害虫の発生及び生活環境や公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生を防止するため、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の備蓄物資の充実や防疫活動等に関する協定の締結に努める。
2-⑦	○ 市は、指定避難所において電気・ガス・上下水道などのライフラインの老朽化点検を行うとともに、施設設備の更新などとあわせて自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の導入等について検討する。＜再掲＞
6-②	○ 市は、栗東市水道事業経営戦略等に基づき、自己水の確保と安定供給を図るため「災害に強いライフラインの構築」を推進するとともに、栗東市上下水道業務継続計画（BCP）に基づき災害時における業務継続体制等の整備に努める。＜再掲＞ ● 市は、既存の上下水道施設について、重要度等を勘案しつつ耐震対策を検討し、実施する。また、計画的に維持管理を行い、長寿命化や老朽化対策を検討し、実施する。＜再掲＞ ● 市は、上下水道の普及を図るとともに、耐震性に優れた施設の建設に努める。＜再掲＞ ○ 市は、防災拠点及び避難所と流域下水道投入点とを接続する管渠の耐震化事業を推進し、緊急輸送道路等の災害時に重要となる幹線道路等に埋設した上下水道施設について、必要な耐震機能を確保する。＜再掲＞ ● 市は、農業集落排水施設については、適正な管理に努める。 ○ 市は、災害時においても、し尿等を適切に処理できるよう、仮設トイレの備蓄や仮設トイレの供給に関する協定締結、災害時用マンホールトイレの設置、仮設トイレ等におけるし尿の収集及び処理体制の整備を図る。＜再掲＞
7-④	○ 市は、中消防署と連携し、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。＜再掲＞
8-①	○ 市は、災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針に従い、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。 ○ 市は、所管する処理施設等については、災害により円滑な稼働を損なわれることがないよう、日頃から施設設備の点検整備と施設保護に努める。また、仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。

（２）横断的施策分野

（表中の「１－①」の記載は、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の該当箇所を示しています。）

【リスクコミュニケーション】	
１－⑤	○ 市は、協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域ＢＷＡ）を活用したインターネット回線の提供により、避難所の Wi-Fi 環境の整備を図る。 ＜再掲＞ ● 市は、住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。 ● 市は、住民や事業所等が自発的に各居住地区等に関する各種ハザード情報を正確に把握し、地区防災計画の策定に取り組まれるよう制度の普及・啓発等を促進する。
２－①	○ 市は、住民に対し、最低３日間（推奨１週間）分程度の食料・飲料水等を各家庭で備蓄し、避難する際は少なくとも１日分の食料等を持って避難できるよう非常時持出し袋等を準備するよう広報紙等を通じて指導、啓発を行う。 ○ 市は、自主防災組織や栗東市防災士会等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。
２－② ４－①	● 市は、住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。＜再掲＞ ● 市は、住民や事業所等が自発的に各居住地区等に関する各種ハザード情報を正確に把握し、地区防災計画の策定に取り組まれるよう制度の普及・啓発等を促進する。＜再掲＞
６－④	○ 市は、災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設及び関連企業との協定締結を進めるとともに、県等と連携し、建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を促進する。
７－③	● 市は、住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。＜再掲＞
７－⑤	○ 市及び中消防署は、失火予防の啓発を図るため予防標識の設置、ポスター等の配布を行う。また、栗東市消防団金勝山林分団（金勝山に限る）や林野火災巡視員によるパトロールなどによって森林愛護、防火思想の普及に努める。＜再掲＞
８－④	○ 市は、栗東歴史民俗博物館の維持保全を図るとともに、文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。＜再掲＞

【人材育成】	
１－② ７－①	○ 市は、中消防署とも連携し、消防団員に対する外部研修や内部研修の実施、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進及び住民

【人材育成】	
	の理解と協力を得るための事業（消防団協力事業所や消防団応援の店などの周知）の周知などを実施する。＜再掲＞
1－⑤ 4－①	● 市は、住民や自主防災組織に対し、自助・共助で危機に対応できる力を高められるよう効果的な研修や交流を行う場として、危機管理センターの活用を推進する。 ○ 災害対策の成否は、職員の防災知識及び心構えが重要な要素となっているので、市は、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。
2－③	○ 市は、中消防署とも連携し、消防団員に対する外部研修や内部研修の実施、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進及び住民の理解と協力を得るための事業（消防団協力事業所や消防団応援の店などの周知）の周知などを実施する。＜再掲＞ ● 市は、地域特性に応じた自主防災組織の育成や防災士などのリーダー的人材の育成を図るとともに、消防団や防災士、地域事業者と地域の自主防災組織間の交流や情報交換の促進による相互の連携強化などにより組織の活性化を図るための支援を推進する。 ○ 市は、職員の災害対応力を向上させるため、平常時から災害について意識できるように、職員全員に防災訓練や研修を行う。
2－⑤	○ 市は、中消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた救急救命に関する専門的な知識、技術の習得を図るほか、救急救命士の増員を推進する。＜再掲＞ ○ 市は、中消防署と連携して、住民や事業所等が救急救命に関する専門的な知識、技術の習得が図れるよう救命講習の受講等を促進する。
2－⑥	○ 市は、災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種の重要性を周知するとともに、県及び草津保健所等と連携して、保健活動や防疫活動に関する基礎的な知識の取得や訓練を実施する。＜再掲＞
3－① 8－②	● 市は、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、災害時における支援ボランティアの普及啓発活動に協力し、災害時支援ボランティアの育成を図る。
6－④	○ 市は、災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設及び関連企業との協定締結を進めるとともに、県等と連携し、建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を促進する。＜再掲＞

【官民連携】	
1－③	● 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞
1－④	● 市は、土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞

【官民連携】	
2-①	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞ ● 市は、災害時における食料、飲料水、生活必需品等について、公的備蓄で不足する分は、民間企業との食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する各種協定の締結を推進し、必要量の確保に努める。＜再掲＞ ○ 市は、非常災害用井戸の登録制度の周知を図るとともに、災害時に機能するように非常災害用井戸の適正管理を促進する。
2-③	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞ ○ 不特定多数の者が利用する事業所等の管理者は、自衛消防組織等を結成し、消防計画、防災計画などをあらかじめ定めるよう周知するとともに、市は、県と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。
2-④	○ 市は、鉄道事業者等と連携し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設として利用可能な施設や、帰宅困難者に提供可能となる備蓄物資の確保に努める。 ○ 市は、帰宅困難者の集中的発生を抑制するため、県や鉄道事業者、市内企業と協力して「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、施設内での一定期間の避難や滞在などに備えた備蓄物資の確保の重要性などについて周知・徹底を図る。 ○ 市は、県と連携し、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するための「災害時帰宅支援ステーション」制度の周知を図る。
2-⑤	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。 ＜再掲＞ ● 市は、県と連携し、災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、災害拠点病院が一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の稼働用燃料や水等の確保などができるようハード・ソフトの両面から支援体制の充実に努める。＜再掲＞ ○ 市は、初動医療活動に必要な医薬品について、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社等の関係団体と連携を図りながら、調達及び備蓄配備を行うとともに、他の自治体や医薬品販売業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。＜再掲＞
2-⑥	○ 市は、災害廃棄物の腐敗や仮設トイレの不適切な利用などに伴う悪臭・害虫の発生及び生活環境や公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生を防止するため、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の備蓄物資の充実や防疫活動等に関する協定の締結に努める。＜再掲＞

【官民連携】	
2-⑦	○ 市は、高齢化の進行などにも配慮して、「避難行動要支援者名簿」の登録制度の周知を図るとともに、個別支援計画の作成や個別計画に基づく地域ぐるみの救護体制の整備、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定を図る。＜再掲＞ ○ 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞ ● 市は、土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を構築するとともに、要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。＜再掲＞
3-① 8-②	○ 市は、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、災害時における支援ボランティアの普及啓発活動に協力し、災害時支援ボランティアの育成を図る。＜再掲＞ ○ 市は、県と連携して、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。＜再掲＞
3-②	○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞
4-① 6-④	○ 市は、電力供給停止等のさらなる長期化に備え、非常用自家発電設備の稼働に必要な燃料の供給に関する協定締結や広報車、自主防災組織等を通じた広報などが適切に行えるよう訓練の実施に努める。＜再掲＞
5-①	○ 市は、県と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。＜再掲＞ ○ 市及び県、商工会は、中小企業強靱化法に基づく中小企業等による事業継続力強化計画の策定などに関する情報の提供に努め、計画に基づく防災・減災対策を促進する。＜再掲＞ ○ 市は、商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等に対して防災・減災対策の普及を促進する。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞

【官民連携】	
5－③ 6－③	○ 市は、鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。＜再掲＞ ○ 市は、バス事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努めるとともに、災害時にも早期に運行が再開できるよう事業継続計画（BCP）の策定などを促進する。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞
5－④	○ 市は、JAと連携して各種災害による農作物、施設等の被害の減少を図るため、指導体制を確立し、営農技術、気象情報等の末端農業者への迅速な浸透に努める。＜再掲＞ ○ 市は、市内のため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備する。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞
6－①	○ 市は、ライフライン関係事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。 ○ 市は、災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。 ○ 市は、県等と連携し、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等における自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備について周知を図る。＜再掲＞
6－④	○ 市は、災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設及び関連企業との協定締結を進めるとともに、県等と連携し、建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を促進する。＜再掲＞
7－②	○ 市は、県等及び道路管理者や鉄道、バス事業者などと連携し、災害時における道路交通情報の共有と発信体制の構築に努める。＜再掲＞ ○ 市は、迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供体制の整備、協定締結などを図る。＜再掲＞
7－④	○ 市は、主要事業所等に対して、各種ハザード情報の提供に努める。
7－⑤	○ 市は、市内のため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備する。＜再掲＞

【官民連携】	
8－⑤	○ 応急仮設住宅やその他用地の設置に際しては、建設業など関係団体の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。＜再掲＞

【老朽化対策】	
1－①	○ 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市住生活基本計画、栗東市公営住宅等長寿命化計画などにに基づき、各施設の適正管理を推進する。＜再掲＞ ● 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市橋梁長寿命化修繕計画及び栗東市舗装修繕計画に基づき、緊急輸送道路等については、路面や法面の点検・修繕等により適正な維持管理を図り、橋梁については計画的に補修を行い維持管理を推進する。＜再掲＞ ● 市は、栗東市空家等対策計画に基づき、空家化の予防・実態把握や、空家等の適正管理、空家等の利活用、管理不全空家等の解消に係る施策を総合的に推進する。＜再掲＞
3－② 6－③	● 市は、栗東市公共施設等総合管理計画や栗東市橋梁長寿命化修繕計画及び栗東市舗装修繕計画に基づき、緊急輸送道路等については、路面や法面の点検・修繕等により適正な維持管理を図り、橋梁については計画的に補修を行い維持管理を推進する。＜再掲＞

【デジタル活用】	
1－⑤	○ 市は、様々な環境下にある住民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム（Jアラート）、インターネットメール、SNS等を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。＜再掲＞ ○ 市は、避難所に指定されている小中学校、コミュニティセンター等に設置されているパソコンの防災業務での端末化を促進するとともに、未設置施設におけるパソコンの設置を促進し、インターネットによる情報伝達を可能にする。＜再掲＞ ○ 市は、協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）を活用したインターネット回線の提供により、避難所のWi-Fi環境の整備を図る。＜再掲＞
6－④	○ 市は、災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、県と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。＜再掲＞
8－⑦	○ 市は、事前防災・事前復興について、地域住民等と共にあらかじめ検討し、激甚化・頻発化する自然災害に備えデジタルデータを活用し、事前防災の促進や災害時の迅速な避難支援等の取組を進めます。

2 施策分野別事業

施策分野ごとに実施する事業については、「資料3：施策分野別事業一覧」のとおりです。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

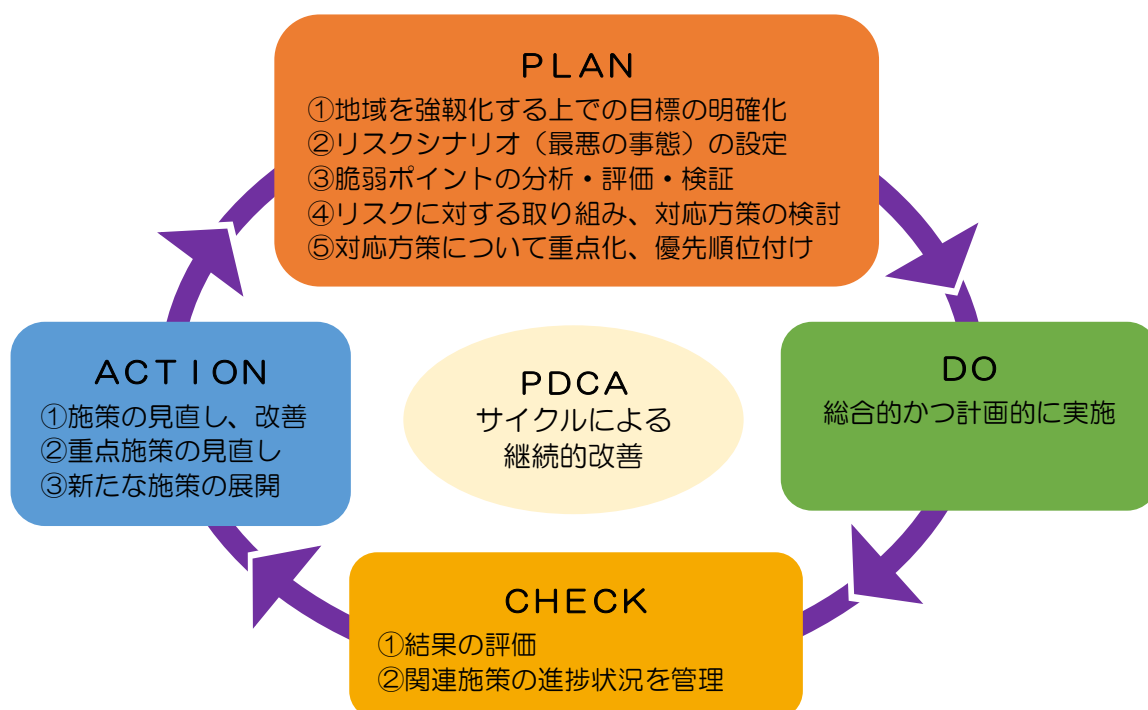
本市の国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取り組みは広範な各課の所掌にまかされます。

したがって、市地域計画の推進にあたっては、庁内の全横断的な体制のもと、滋賀県をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、市民、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていきます。

2 進行管理

本市の国土強靱化に向けては、国基本計画及び県地域計画と絶えず整合性を保つとともに、市地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取り組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



3 計画の見直し

市地域計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、県及び本市を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、市の総合計画や地域防災計画等の見直し等に併せて必要な検討を行い、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

■資料 1 : 脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
○ 住宅の耐震化率は、平成 18 (2006) 年に 72.5%であったが令和 2 (2020) 年では 92.6%まで進捗しており、今後も耐震性が確保されていなかった住宅の所有者に対し耐震改修の促進を図っていくことが必要である。 ○ 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率は、平成 18 (2006) 年に 73.3%であったが令和 2 (2020) 年では 94.9%まで進捗しており、今後も耐震性が確保されていなかった建築物の所有者に対し耐震改修の促進を図っていくことが必要である。 ○ 民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に耐震診断・改修についての自助努力を促す必要がある。 ○ 本市行政の中枢である本庁舎は、建設後 50 年程度を経過しているが耐震化済であり、平成 30 (2018) 年 4 月には市役所北側に災害対策本部となる危機管理センターを整備し運用を開始している。 ○ 本庁舎及び危機管理センターの非常用自家発電設備の連続稼働時間は 72 時間を確保している。 ○ 本市の公共施設は、築 30 年以上の施設が総延床面積の約 45%を占めており、特に学校教育施設や市営住宅において長寿命化や老朽化対策などが必要である。 ○ 道路等は、緊急避難や災害応急活動を円滑に実施する上で重要な役割を担うことから、緊急輸送道路の多重ネットワーク化や既存道路の安全性の向上などが必要である。 ○ 本市の市道は、令和 5 (2023) 年度末時点で実延長 382,115m、橋梁は全 350 橋となっており、長寿命化や老朽化対策などが必要である。 ○ 本市の空家率(戸建て住宅総数に対する空家数の割合)は令和 5 (2023) 年 7.2%であり、滋賀県内市町の中で最も低くなっているものの、今後は、高齢化の進行などによって適切な管理がなされていない空家等の増加が懸念されるため、総合的な空家対策が必要である。 ○ 指定避難所として指定されている学校における体育館等においては、令和 6 年度末時点で空調設備が未整備となっており、被災後における避難生活者の適正な生活環境の確保と学校活動の円滑な再開のためには、順次空調設備の整備を図っていく必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
○ 不特定多数が集まる施設における火災の複雑化、多岐化及び大規模化などに対処する必要がある。 ○ 火災防ぎょ活動等において、重要な役割を担う栗東市消防団の消防力の強化充実と市域の特性に応じた消防水利の確保を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 異常気象等による広域・長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
○ 本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきたが、近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫が増加傾向にあり、浸水対策が必要である。 ○ 野洲川については、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表している。また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、県が地形の特性上起こりうる浸水区域について、「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表しており、これらハザード情報の周知を図るとともに、浸水対策を講じる必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
○ 県は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。市は、これらハザード情報の周知を図るとともに、県等と連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める防災・減災対策を講じる必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑤ 情報伝達の不備等により避難行動の遅れ等に伴う死傷者の発生
○ 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める必要がある。 ○ 災害時における迅速で的確な避難行動や安全確保などが行われるよう、市は、県や中消防署をはじめとする各防災関係機関と連携して、各自の防災力の向上を図るとともに、地域防災力の向上に向け住民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育及び広報（PR・啓発活動）を推進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等の供給停止
○ 災害時における緊急輸送ルートを確保するため、高速道路インターチェンジや鉄道駅といった交通拠点や防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶ緊急輸送道路を始め、災害の状況に応じて県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資の受入れ、仕分け・配送等を行	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等の供給停止
う物資集積拠点、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な災害用ヘリコプター発着場の適正配置と機能維持が必要である。 ○ 災害時に生命に関わる物資等の供給が早期に再開されるよう、庁内各部局において、関係機関や関係事業者との連携を強化する必要がある。 ○ 生命に関わる物資等の供給停止に備え、各家庭や各地区等での備蓄の重要性を周知する必要がある。 ○ 本市の令和 5 (2023) 年度末における配水池耐震化率は 54.4%、基幹管路耐震適合率は 35.0%、浄水施設耐震化率は 87.3%であり、引き続き、水道施設・管路の更新・耐震化や早期復旧に向けた体制の充実、水道断水地域における給水活動への備え等を実施する必要がある。 ○ 災害により上水道が長時間断水となった場合に、トイレ、掃除などの生活用水として利用できるよう非常災害用井戸の登録を行っている。 ○ 下水道施設は、重要なライフラインであり、被災した場合、衛生面において市民の生活に与える影響が大きく、さらに琵琶湖の環境に与える影響も考慮する必要があるため、施設の耐震化とともに早期復旧ができるよう、減災対策を構築する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 長期にわたる孤立地域等の同時発生
○ 緊急輸送道路などの道路が被災することによって迂回ルート確保が困難となり、孤立化が懸念される地区を確認し、孤立化対策を講じる必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
○ 災害時における緊急輸送ルート確保するため、高速道路インターチェンジや鉄道駅といった交通拠点や防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶ緊急輸送道路を始め、災害の状況に応じて県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資の受入れ、仕分け・配送等を行う物資集積拠点、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な災害用ヘリコプター発着場の適正配置と機能維持が必要である。＜再掲＞ ○ 火災防ぎょ活動等において、重要な役割を担う栗東市消防団の消防力の強化充実を図る必要がある。 ○ 大規模災害による被害を最小限に食い止め、災害対策を迅速・的確に遂行するには、地域住民や事業所などの連帯による自主的な防災活動を推進することが重要であるため、都市地域や農村地域などの地域特性に応じた自主防災組織や人材の育成、諸活動の活性化を図る必要がある。 ○ 被災時においても、災害対応力を維持するため、防災関係機関と連携し、様々な大規模災害を想定した広域的な支援を含む合同訓練を行う必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 想定を超える帰宅困難者の発生による、一時滞留施設等での食料・飲料水等の供給不足
○ 市内には、東海道新幹線、ＪＲ琵琶湖線及び草津線が通り、ＪＲ琵琶湖線に栗東駅、ＪＲ草津線に手原駅が整備されており、鉄道等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や鉄道事業者、市内企業等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における食料、飲料水等の備蓄などの対策を促進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
○ 災害時における緊急輸送ルートを確保するため、高速道路インターチェンジや鉄道駅といった交通拠点や防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶ緊急輸送道路を始め、災害の状況に応じて県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資の受入れ、仕分け・配送等を行う物資集積拠点、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な災害用ヘリコプター発着場の適正配置と機能維持が必要である。＜再掲＞	
○ 市内の災害拠点病院（済生会滋賀県病院）では、災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、一定期間診療機能を維持する必要がある。	
○ 災害発生時に医療機能を迅速に復旧させるため、市内病院において、災害対策（防災）マニュアル等が策定されている必要がある。	
○ 災害発生時に適切な医療を提供するため、市内の全病院及び全診療所は広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）への登録が必要である。	
○ 初動医療活動に必要な人材や医薬品の不足に備え、人材の育成や備蓄物資の充実を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑥ 大規模な自然災害と感染症との同時発生
○ 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から各種予防接種を促進するとともに、災害発生時には、草津保健所等を拠点として県とも連携し、保健活動や防疫活動を実施する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑦ 長期にわたる避難生活による要配慮者等の健康・心理状態の悪化・死者の発生
○ 指定避難所等における生活の質（ＱＯＬ）の維持・向上を図る上で、ライフラインが担う役割は重要であるため、施設設備の充実を図る必要がある。	
○ 高齢化の進行などにも配慮して、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者を把握するため、平常時より「避難行動要支援者名簿」への登録を促進するとともに、在宅の避難行	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑦ 長期にわたる避難生活による要配慮者等の健康・心理状態の悪化・死者の発生
動要支援者のための個別支援計画の作成、福祉避難所の確保を図る必要がある。 ○ 水防法の浸水想定区域及び土砂災害防止法の土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し訓練を実施する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	3 必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
○ 大規模災害の発生により行政機能が低下する中であっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とし可能な限り早期に通常業務を復旧できるよう業務継続体制の一層の充実が必要である。 ○ 災害発生時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市及び市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備が必要である。 ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化率は、平成 27（2015）年に 97.1%まで進捗しているが、耐震性が不十分な建築物が防災拠点 1 棟、避難所 1 棟（平成 27（2015）年度末）となっており耐震化が必要である。また、市有建築物における非構造部材の耐震対策などが必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	3 必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 道路・交通機関の被災による移動・輸送手段の長期にわたる機能停止
○ 道路等は、緊急避難や災害応急活動を実施する上で重要な役割を担うことから、緊急輸送道路の多重ネットワーク化や既存道路の安全性の向上、迅速に道路啓開が行える体制などが必要である。 ○ 本市の市道は、令和 5（2023）年度末時点で実延長 382,115m、橋梁は全 350 橋となっており、長寿命化や老朽化対策などが必要である。＜再掲＞ ○ 災害時における緊急輸送ルートを確保するため、高速道路インターチェンジや鉄道駅といった交通拠点や防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶ緊急輸送道路を始め、災害の状況に応じて県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資の受入れ、仕分け・配送等を行う物資集積拠点、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な災害用ヘリコプター発着場の適正配置と機能維持が必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 電力の供給停止等による情報通信施設の長期にわたる機能停止や情報サービスの機能停止によって災害情報の伝達ができず避難行動、救助・支援が遅れる事態
○ 災害時の情報伝達において重要な役割を担う同報系防災行政無線の親局設備及び移動系防災行政無線のセンター装置を設置している本庁舎等の非常用自家発電設備の連続稼働時	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 電力の供給停止等による情報通信施設の長期にわたる機能停止や情報サービスの機能停止によって災害情報の伝達ができず避難行動、救助・支援が遅れる事態
間は72時間を確保している。 ○ 指定避難所における避難生活において、携帯端末などを用いた災害情報の入手は重要度が高くなってきていることから、各指定避難所においても充電が可能となる設備機器を確保することが必要である。 ○ 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要がある。 ○ 災害情報の提供の有無によらず、住民や地域、事業所が、災害が発生した（またはおそれのある）ときには、まず「自らの命は自らで守る」（自助）そして「近隣で互いに助け合う」（共助）を原則とした行動に円滑に移行することが必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経済執行力低下による競争力の低下
○ 市の産業別の民営事業所数は、令和3(2021)年経済センサス活動調査では、個人及び法人含め2,820件、従業員数33,735人となっており、従業員数としては、製造業8,243人、卸売業・小売業6,991人、医療・福祉3,774人の順に多く、サプライチェーンが寸断されないよう各企業、事業所の特性にあった防災・減災対策を講じておくことが必要である。 ○ 各種経済活動を再開する上で、緊急輸送道路の多重ネットワーク化や既存道路の安全性の向上、迅速に道路啓開が行える体制などが必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
○ 本市内には、製造業等も多く立地しており、危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生及び拡大などによって企業活動が長期間停止しないよう、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響
○ 鉄道は、東海道新幹線、JR琵琶湖線及び草津線が市内を通っており、JR琵琶湖線に栗東駅、JR草津線に手原駅が整備されており、早期の運行復旧に向けて防災・減災対策を講じておくことが必要である。 ○ バスは、帝産湖南交通株式会社、滋賀バス株式会社の路線バスのほか、市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されており、早期の運行再開に向けて防災・減災対策を講じておくことが必要である。 ○ 各種経済活動を再開する上で、緊急輸送道路の多重ネットワーク化や既存道路の安全性の向上、迅速に道路啓開が行える体制などが必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 食料等の安定供給の停滞
○ 優良農地等の保全を図るため農業生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。 ○ 災害時における緊急輸送ルートを確認するため、高速道路インターチェンジや鉄道駅といった交通拠点や防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶ緊急輸送道路を始め、災害の状況に応じて県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資の受入れ、仕分け・配送等を行う物資集積拠点、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な災害用ヘリコプター発着場の適正配置と機能維持が必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 電力供給ネットワーク（送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止
○ ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を講じることが必要である。 ○ 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要がある。 ○ 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等が必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 上水道施設等や污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
○ 上水道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があります、応急対策活動や市民生活、事業活動等に与える影響が大きいため、引き続き防災・減災対応力の向上が必要である。 ○ 公共下水道施設及び農業集落排水施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きく、さらに琵琶湖への影響も考慮する必要がある、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る必要がある。 ○ 災害発生時における浄化槽の被災状況を迅速に把握し、県に報告・連絡できるよう体制を構築する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
○ 道路等は、緊急避難や災害応急活動を円滑に実施する上で重要な役割を担うことから、緊急輸送道路の多重ネットワーク化や既存道路の安全性の向上、迅速に道路啓開が行える体制などが必要である。＜再掲＞ ○ 本市の市道は、令和 5 (2023) 年度末時点で実延長 382,115m、橋梁は全 350 橋となっており、長寿命化や老朽化対策などが必要である。＜再掲＞ ○ 鉄道は、東海道新幹線、J R 琵琶湖線及び草津線が市内を通っており、J R 琵琶湖線に栗東駅、J R 草津線に手原駅が整備されており、早期の運行復旧に向けて防災・減災対策を講じておくことが必要である。＜再掲＞ ○ バスは、帝産湖南交通株式会社、滋賀バス株式会社の路線バスのほか、市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されており、早期の運行再開に向けて防災・減災対策を講じておくことが必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 防災インフラの長期間にわたる機能不全
○ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設及び関連企業における担い手の育成・確保を進める必要がある。 ○ 災害時の情報伝達において重要な役割を担う同報系防災行政無線の親局設備及び移動系防災行政無線のセンター装置を設置している本庁舎等の非常用自家発電設備の連続稼働時間は 72 時間を確保している。＜再掲＞ ○ 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要がある。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 地震に伴う火災の市街地への拡大等による多数の死傷者の発生
○ 火災防ぎょ活動等において、重要な役割を担う栗東市消防団の消防力の強化充実と市域の特性に応じた消防水利の確保を図る必要がある。＜再掲＞ ○ 迅速な消火活動の実施や延焼拡大、建物倒壊の防止など都市の防災機能を強化させるため、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、老朽家屋や空家対策など複合的な施策の推進が必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 沿線・沿道の建物倒壊に伴う通行障害等による交通麻痺
○ 緊急輸送道路のうち、特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路としての指定により、耐震診断の実施が義務付けられた「避難路沿道建築物」については耐震化が必要である。 ○ 発災後に交通渋滞や道路の被災箇所、公共交通の運行状況などの道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ ため池、治山ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
○ 市内には、農業用水を確保するため池が数多くあるが、築造された年代が古く年々老朽化の傾向にあり、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備する必要がある。 ○ 県は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。市は、これらハザード情報の周知を図るとともに、県等と連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める防災・減災対策を講じる必要がある。＜再掲＞ ○ 本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきたが、近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫が増加傾向にあり、浸水対策が必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出
○ 市内には製造業が多く立地するため危険物が災害時に拡散・流出しないよう注意喚起を引き続き行う必要がある。 ○ 本県は、福井県若狭地域に立地する原子力施設から最短で 13km に位置し、万一、原子力災害が発生した場合、福島第一原発事故の経験を踏まえると、その被害に県境はなく、影響が広範囲にわたるおそれがあることから、原子力災害に対する備えが必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑤ 農地・森林等の被害の拡大
○ 優良農地等の保全を図るため農業生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。＜再掲＞ ○ 集中豪雨の発生頻度の増加、放置された里山林の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等による山地災害の発生を防ぐため、保安林の適正な配備と治山対策により、保安林機能の向上に取り組むとともに、計画的な除間伐など森林整備の実施とニホンジ	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑤ 農地・森林等の被害の拡大
カ対策を進める必要がある。 ○ 林野火災発生原因の大部分が、たばこ、たき火等、人為的なものであることから、入山者等への啓発を推進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
○ 災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるためには平常時から処理体制の強化・充実を図る必要がある。 ○ 栗東市環境センターは、平成 15（2003）年 3 月に竣工し、ごみ焼却施設、灰溶融施設、リサイクルプラザ、ストックヤード棟、管理棟などから構成され、適正な災害廃棄物処理に重要な役割を果たすこととなるため、施設設備の適正管理を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	② 災害対応・復興を支える人材等（専門家、技術者、ボランティア、 NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等 ）の不足等により復興が大幅に遅れる事態
○ 災害発生時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市及び市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備が必要である。＜再掲＞ ○ ボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性を有するNPO等の連携を図る災害中間支援組織の設置について検討を進める必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	③ 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
○ 野洲川については、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表している。また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、県が地形の特性上起こりうる浸水区域について、「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表しており、これらハザード情報の周知を図るとともに、浸水対策を講じる必要がある。＜再掲＞ ○ 本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきたが、近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫が増加傾向にあり、浸水対策が必要である。＜再掲＞	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	④ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
○ 文化財の各種消防用設備等の点検整備等の火災対策の促進、必要に応じて助言や指導等を行う必要がある。 ○ 文化財に対する防火、防災対策の重要性などについて周知する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑤ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
○ 速やかに復興に要する各種用地の確保ができるよう、平常時より建設予定候補地を選定しておく必要がある。 ○ 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが必要である。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑥ 風評被害等による市経済等への甚大な影響
○ 安全性の確認後における適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う体制を構築しておく必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	⑦ 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる地域が衰退する事態
○ 災害時に、被災者にとって必要となる支援制度にかかる情報を収集して、一元的に集約する仕組みを検討する必要がある。 ○ 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組、農地や末端水利施設の保全管理等の取組を通じて、地域の防災・減災に資する機能の維持・活性化を推進する必要がある。	

■資料 2 : 個別・横断的施策分野別重要業績指標（K P I）一覧

施策分野	重要業績指標	現 況	目 標
行政機能／ 警察・消防／ 教育等	防災上重要な公共建築物の耐震化率 1-①	98.6% (R6) (未耐震 1 棟)	100% (R11) (未耐震 0 棟)
	学校体育館等空調整備 1-①	0% (R6)	3 箇所 (R11)
	耐震性の無い防火水槽の数 1-②	61 箇所 (R6)	56 箇所 (R11)
住宅・都市	市派遣の診断員による木造住宅の耐震診断棟数 1-①	666 棟 (H16～R6 累計)	50 棟 (R7～11 累計)
	危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助件数 1-①	51 件 (H30～R6 累計)	50 件 (R7～11 累計)
	空家率（戸建て住宅総数に対する空家数の割合） 7-①	7.2% (R5)	7.2% (R10)
	住宅の耐震化率 1-①	92.6% (R2)	95.0% (R7)
	多数の者が利用する建築物の耐震化率 1-①	96.5% (R2)	96.5% (R7)
	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 1-①	100% (R7) (未耐震 0 棟)	継続
	法第 14 条第 3 号該当建築物等の耐震化率 1-①	91.4% (R2)	耐震化を促進
エネルギー	民間企業等との災害時における応援協定締結数（燃料関係） 6-①	3 協定 (R6)	4 協定 (R11)
産業（農林、 商・工）	防災重点農業用ため池個所数 7-③	10 箇所 (R6)	防災工事・廃池推進
交通・物流	幹線道路等の新設・改良区間整備延長 5-③	—	925m (R9)
環境・上下水道	配水池の耐震化率 2-①	54.4% (R5)	71.2% (R11)
	上水道の基幹管路の耐震適合率 2-①	35.0% (R5)	36.7% (R11)
	浄水施設の耐震化率 2-①	87.3% (R5)	100% (R11)
	公共下水道（雨水）の雨水整備率（対事業計画比率） 1-③	19.8% (R5)	20.3% (R11)
	被災者用の仮設トイレの備蓄数 2-① 6-②	小学校の防災倉庫各 1 基、市役所 14 基 (R6)	継続
	災害用マンホールトイレの備蓄数 2-① 6-②	各小学校に 1 箇所（5 基/箇所） (R6)	継続
	環境センターの基幹的設備改良工事 8-①	現行施設 H15 竣工	現行施設の延命化 (R12)
官民連携	非常災害用井戸の登録数（累計） 2-①	44 箇所 (R5)	45 箇所 (R11)
	民間企業等との災害時における応援協定締結数（飲食物、生活必需品関係） 2-①	36 協定 (R6)	39 協定 (R11)
	民間企業等との災害時における応援協定締結数（仮設トイレ関係） 2-①	4 協定 (R6)	5 協定 (R11)
老朽化対策	市公営住宅等長寿命化計画に基づく対策棟数 1-①	—	17 棟 (R5～9 累計)

■資料 3 : 施策分野別事業一覧

個別施策分野	行政機能／警察・消防／教育等								
事業名 [事業の概要]	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
消防防災施設整備費補助事業 [防火水槽]1-②	市	総務省	毎年						危機管理課
自主防災組織育成事業 [防災用資機材整備補助]2-③	市	市単	毎年						危機管理課

個別施策分野	行政機能／警察・消防／教育等								
事業名 [事業の概要]	事業主体	関係省庁等	完成目標 標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
教育施設大規模改造事業 [20 年以上経過した建物の大規模改 造予防回収事業または 40 年以上経 過した建物の長寿命化改良事業(R7 栗東西中学校、R8,9 葉山小学校、 R10,11 金勝小学校]1-①	市	文部科学省	R11年度						教育総務課
教育施設大規模改造(屋体)事業 [栗東中学校、葉山中学校、栗東西 中学校体育館空調設備設置工事 R9 ～11]1-①	市	文部科学省	R11年度						教育総務課
教育施設防災機能の強化に関する 事業 [栗東西中学校サッシ取替工事]1-①	市	文部科学省	R7 年度						教育総務課

個別施策分野	住宅・都市								
事業名 [事業の概要]	事業 主 体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
防災・安全交付金 [木造住宅耐震診断員派遣事業※1] 1-①	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [木造住宅耐震補強案作成事業※1] 1-①	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [既存民間建築物耐震診断事業費補助※1] 1-①	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [木造住宅耐震改修事業費補助※1] 1-①	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [危険ブロック塀等撤去事業費補助※1] 1-①3-②5-①5-③	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [住宅・建築物アスベスト改修事業※1] 8-①	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [住宅・建築物土砂災害対策改修事業※1] 1-④2-②7-③	市	国土交通省	毎年						住宅課

個別施策分野	住宅・都市								
事業名 [事業の概要]	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
防災・安全交付金 [がけ地近接等危険住宅移転事業※1] 1-④2-②7-③	市	国土交通省	毎年						住宅課
防災・安全交付金 [耐震改修促進計画中間見直し(R2)及び目標年次見直し(R7)※1]1-①	市	国土交通省	R7 年度末						住宅課
社会資本整備総合交付金 [市営住宅改善事業※2]1-①	市	国土交通省	R9 年度末						住宅課
社会資本整備総合交付金 [改良住宅整備事業※2]1-①	市	国土交通省	R9 年度末						住宅課
社会資本整備総合交付金 [公営住宅等移転事業※2]1-①	市	国土交通省	R9 年度末						住宅課

※1:住宅・建築物安全ストック形成事業、※2:地域住宅計画に基づく事業

個別施策分野	交通・物流								
事業名 [事業の概要]	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
防災安全交付金 [橋梁定期点検]1-①3-②6-③	市	国土交通省	R11 年度末						土木交通課
社会資本整備総合交付金 [路面性状調査・空洞調査※1] 1-①3-②6-③	市	国土交通省	R8 年度末						土木交通課
社会資本整備総合交付金 [道路付属物点検※2] 1-①3-②	市	国土交通省	R9 年度末						土木交通課

※1:緊急輸送道路及び1級市道等の路面性状調査・空洞調査、※2:道路付属物(標識・街路灯等)の定期点検

個別施策分野	交通・物流								
事業名 [事業の概要]	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
			全体事業 費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	
道路メンテナンス事業補助制度 [橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修] 1-①3-②6-③	市	国土交通省	R11 年度 補修箇所 による						道路・河川課
防災・安全交付金 [(都)大門野尻線(2工区)(新設)] 1-①3-②5-①5-③6-③	市	国土交通省	R8年度 378,000						道路・河川課
防災・安全交付金 [舗装修繕計画に基づく舗装修繕] 1-①3-②6-③	市	国土交通省	R11 年度 補修箇所 による						道路・河川課
防災・安全交付金 [下鈎伊関線(新設)] 1-①3-②5-①5-③6-③	市	国土交通省	R8 年度 100,000						道路・河川課
地方創生整備推進交付金 [出庭林線(新設)] 1-①3-②5-①5-③6-③	市	国土交通省	R8 年度 224,000						道路・河川課
地方創生整備推進交付金 [東部六地藏東西線(新設)] 1-①3-②5-①5-③6-③	市	国土交通省	R8 年度 330,500						企業立地推 進課

個別施策分野	交通・物流								
事業名 [事業の概要]	事業主	関係省庁等	完成目標 時期 全体事業 費(千円)	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
防犯・安全交付金 [小柿苅原線(歩道整備)] 1-③3-②5-①5-③6-③	市	国土交通省	R9 年度 220,000						道路・河川課

※全体事業費については、概算額であり、今後見直しをする場合がある。

個別施策分野	交通・物流								
事業名 [事業の概要]	事業主	関係省庁等	完成目標 時期 全体事業 費(千円)	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
地方創生整備推進交付金 [平谷線] 3-②6-③	市	林野庁	R7 年度 8,000						農林課

※全体事業費については、概算額であり、今後見直しをする場合がある。

個別施策分野	国土保全(土地利用)								
事業名 [事業の概要]	事業主	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
栗東健康運動公園整備事業(防災拠点) 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 1-①	市	国土交通省	R14 年度						健康運動公園整備事業推進課

個別施策分野	環境・上下水道								
事業名 [事業の概要]	事業主	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R7	R8	R9	R10	R11	
防災・安全交付金 [栗東市上下水道施設耐震化・長寿命化・老朽化対策事業※] 2-①6-②	市	国土交通省	R11 年度						上下水道課
防災・安全交付金 [栗東市公共下水道浸水対策事業※]1-③1-⑤	市	国土交通省	R11 年度						上下水道課
社会資本整備総合交付金 [栗東市公共下水道未普及対策事業※]6-②	市	国土交通省	R11 年度						上下水道課

※各事業はR11 年度以降も継続